

## ○京丹波町地域福祉計画推進委員会設置要綱

平成30年4月1日

告示第15号

改正 令和2年12月18日告示第81号

(設置)

第1条 京丹波町地域福祉計画（以下「計画」という。）の推進を図るため、京丹波町地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 委員会の所管事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の推進及び評価に関すること。
- (2) 計画の策定及び見直しに関すること。
- (3) その他町長が特に必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定は、委員の再任を妨げるものではない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

第2条 京丹波町地域福祉計画策定委員会設置要綱（平成27年京丹波町告示第53号）及び京丹波町地域福祉計画策定作業部会設置要綱（平成27年京丹波町告示第73号）は、廃止する。

附 則（令和2年告示第81号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。